



令和8年8月5日

埼玉労働局長
田平 浩二 殿

埼玉地方最低賃金審議会
会 長 野崎 正

埼玉県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年6月30日付け埼労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、賛成多数（別紙1）により別紙2のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙3のとおり令和6年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額1,078円）は、令和6年度の埼玉県的生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別添「埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書」の別紙4により、国への要望がまとめられたので、併せて報告する。

別紙1

令和8年8月5日

議決書

埼玉地方最低賃金審議会は、令和8年度埼玉県最低賃金額の改定決定（諮問）に係る令和8年度埼玉県最低賃金に関する公益委員(案)について以下のとおり議決した。

賛成

公益委員

小 寺 智 子
鈴 木 奈穂美
結 城 剛 志

労働者委員

近 藤 正 人
迫 幸 太 郎
筒 井 泰 樹
山 下 健 次

反対

使用者委員

安 藤 宏
加 藤 和 男
嶋 田 昌 美
廣 澤 健 一
藤 本 浩 正

(五十音順)

以上

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県全域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,196 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年10月1日

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県全域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第2号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,196円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年10月1日

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,078 円
- (3) 発 効 日 令和6年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和6年度
- (3) 生活保護水準（令和6年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（112,678 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

1,078 円（埼玉県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）
×0.824（可処分所得の総所得に対する比率）＝154,382 円

埼玉地方最低賃金審議会使用者代表委員による国への要望

埼玉地方最低賃金審議会使用者代表委員は、下記の事項について確実に実施することを国に対し強く要望する。

記

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解における関連データに係る都道府県別データの提供においては、各種経済指標や賃金関連データが引用されているところである。

一方で、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」においては、「厚生労働省は当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち都道府県別データが無いものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする」と明記されている。

しかしながら、今回の公益委員見解においては、最低賃金改定の重要な判断要素の一つである「通常の事業の賃金支払能力」に関し、全国ベースのデータやマクロ指標は示されているものの、都道府県別の実態把握に資するデータは極めて限定的であり、地域ごとの事業環境や企業の支払能力の差異を十分に検証することが困難な状況にある。

については、前記「論点と考え方の整理」の趣旨を踏まえ、今後の地方最低賃金審議会の審議に資するよう、特に通常の事業の賃金支払能力に関する都道府県別データ（賃金改定状況調査を含む）又はこれに代わる参考資料について、より丁寧かつ十分な情報提供が図られるようにすること。